

事業系一般廃棄物 ガイドライン



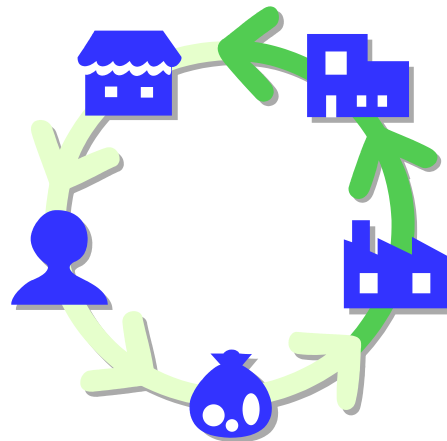
生ごみシボルくん

水分をふくんだ生ごみをギュッとひとしぼりすることで減量できることから、水切りネットと水切り網かごをモチーフに生み出された時津町の環境に関わるキャラクターです。

長崎県時津町

目 次

1.	はじめに	1 ページ
2.	廃棄物の区分	2 ページ
3.	事業系一般廃棄物とは	3 ページ
4.	産業廃棄物とは	4 ページ
5.	事業系一般廃棄物の資源化について	5 ～ 6 ページ
6.	一般廃棄物収集運搬業許可業者	7 ～ 10 ページ
7.	その他（リサイクルに関する情報）	11 ページ
8.	家電リサイクル法対象製品とパソコンの処分について ...	12 ページ
9.	事業系一般廃棄物の搬入状況調査について	13 ページ
10.	一般廃棄物を持ち込む施設の紹介	14 ページ



■ 1. はじめに

時津町にある事業所から出るごみである「事業系一般廃棄物」の量は、令和元年度以降減少傾向にあります。

家庭から出るごみである「生活系一般廃棄物」の量については、令和2年度に増加しているものの、生ごみの水きりや資源ごみと可燃ごみの分別の徹底などをお願いし、実践していただくことにより、令和3年度以降は減少傾向となっています。（下記表1参照）

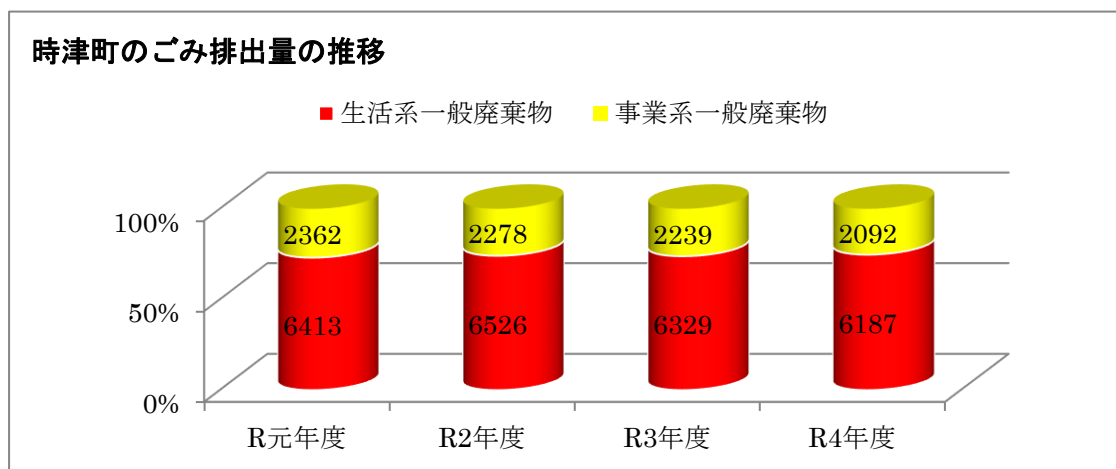
時津町では家庭から出るごみの減量・資源化のみではなく、事業所の皆さま方にも「事業系一般廃棄物」の減量や資源化を図っていただきたく、その考え方や方法などを紹介する「事業系一般廃棄物ガイドライン」を作成しています。

ごみの減量化や資源化を進めることは、環境への負荷を低減するばかりではなく、企業や事業所などのイメージアップやごみ処理費用のコスト削減にもつながると考えられます。

基本的に、時津町内で発生した「生活系一般廃棄物」も「事業系一般廃棄物」もすべて、時津町と長与町が共同で運営している「長与・時津環境施設組合」のごみ処理施設等で処理されています。

「事業系一般廃棄物」は、どこか遠くへ行き、時津町と無関係になってしまっているわけではありません。各事業所の皆さまと時津町がより良き方向へ進むように、「事業系一般廃棄物」の減量・資源化について取り組んでいただくための参考として、当ガイドラインを活用していただければ幸いです。

（表1）



（単位：t／年）

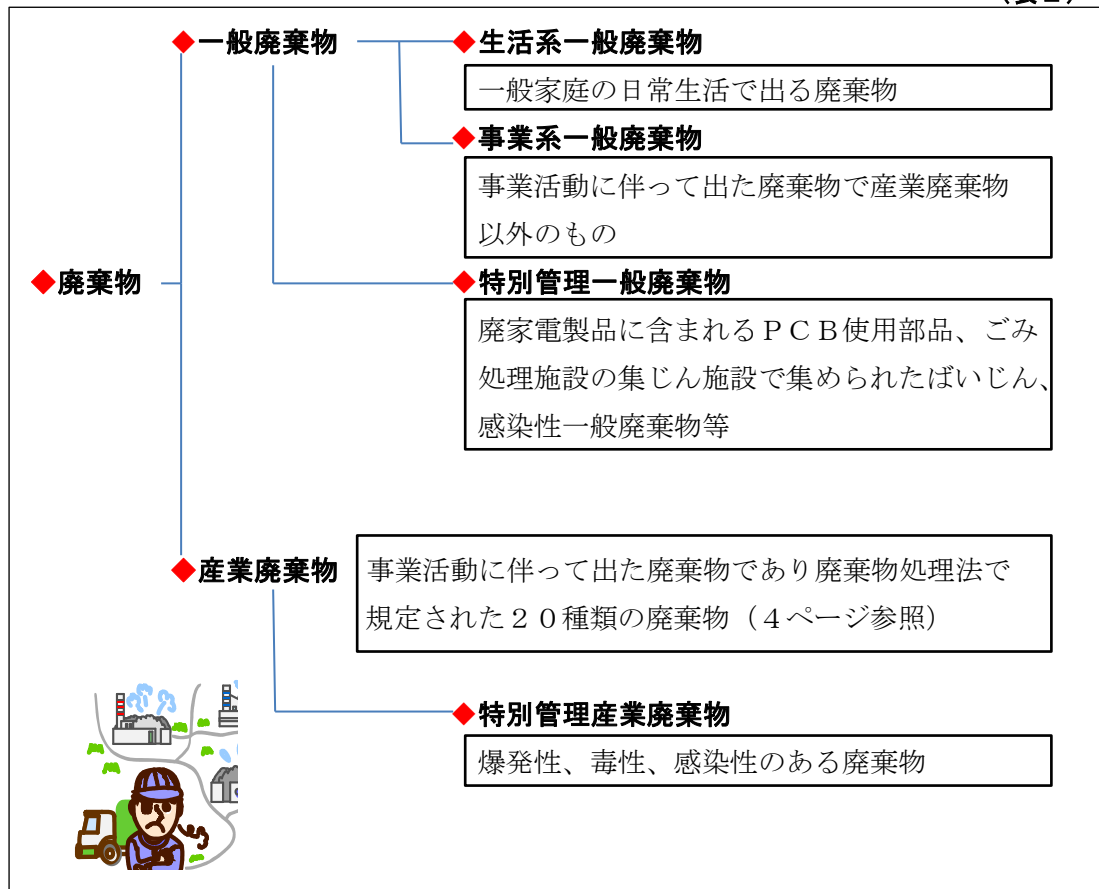
■ 2. 「廃棄物の区分」

ちょっと小難しいですが、「廃棄物処理法（第2条）」によると、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。

すると、産業廃棄物って何？…という疑問がわいてきます。現行の同法律によると**20種類**が定められており、事業活動に伴って生じた廃棄物と規定してあります。（4ページ参照）

ことばで説明するとわかりにくいですね。「廃棄物」の分類をフロー図（表2）で表すと次のようになります。

（表2）



上の図を見てわかるように、生活系一般廃棄物も事業系一般廃棄物も「一般廃棄物」に属します。

法律では原則「一般廃棄物」は、**市町村が処理しなければならない**としています。よって、時津町内にある事業所で発生した「事業系一般廃棄物」は、基本的に本町で処理しています。

たとえ、時津町内の各事業所が異なった「一般廃棄物収集運搬許可業者」にごみの収集・運搬を依頼しても、それらのほとんどは**時津クリーンセンター（日並郷）**か**クリーンパーク長与（長与町斉藤郷）**に運ばれ、処理されています。

■ 3. 「事業系一般廃棄物とは」

事業系一般廃棄物とは、事業所から排出される廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。

おおまかには、**食品の残さ**、**リサイクルのできない紙類**、**布類**などが考えられます。

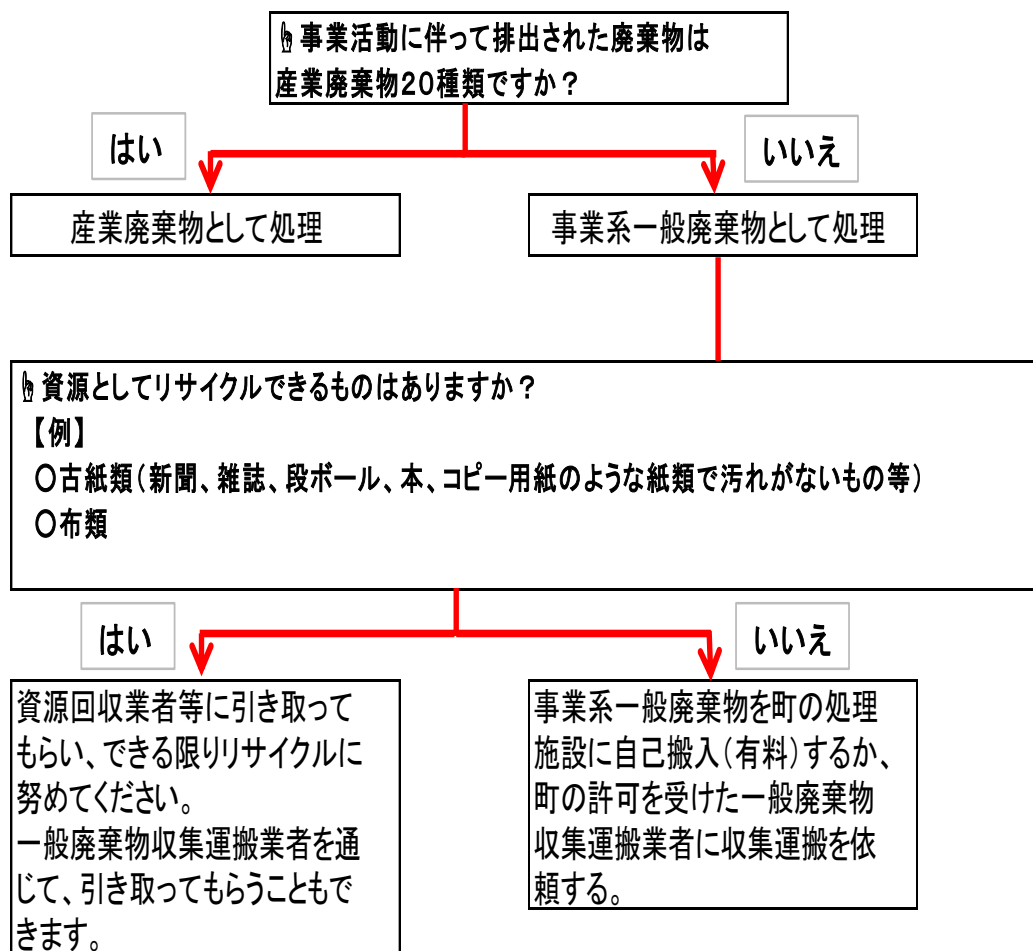
処理する場合は、①**一般廃棄物の収集・運搬の許可**を持っている業者に依頼するか、②**事業者自身で処理施設へ搬入**しなければなりません。

廃棄物を持ち込む場合「**もやせるごみ**」は**クリーンパーク長与**へ、「**もやせないごみ**（従業員の私物に限る）」や「**プラスチック製容器包装**（従業員の私物に限る）」、「**空きカン・ビン**（従業員の私物に限る）」は分別して、**時津クリーンセンター**へ搬入してください。（所在地は12ページ参照）

事業所のごみは、町内各所にある生活系一般廃棄物の「**ごみ集積所**」に出すことはできません。



【廃棄物の処理方法判断フロー】



■ 4. 「産業廃棄物とは」

先に説明したように事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された**20種類の廃棄物**（下記表3参照）を産業廃棄物としています。

産業廃棄物は、本町の処理施設（時津クリーンセンター、クリーンパーク長与）では受け入れることはできません。

処理する場合は、**産業廃棄物収集運搬・処分の許可を持った業者**へ依頼し、適正に最終処分（埋立処分、再生など）されるまでの責任を事業者が負わなくてはなりません。

※産業廃棄物処理業者については [長崎県 産業廃棄物処理業者名簿](#) → [検索](#)

（表3）

区分	種類	具体例
（全業種共通・生成過程を問わないもの）	1 燃えがら	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす
	2 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種汚泥状物
	3 廃油	グリス（潤滑油）・大豆油・鉱物油・動物性を問わず、全ての廃油
	4 廃酸	廃写真定着液など有機性・無機性を問わず、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など固形・液状を問わず、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	発砲スチロールくず、合成繊維くずなど固形・液状を問わず、全ての合成高分子化合物（合成ゴムを含む）
	7 ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
	8 金属くず	鉄くず、アルミくずなど不要となった金属
	9 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど
	10 鉱さい	鑄物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	12 ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、又は産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたもの
（特定の事業活動に伴うもの）	13 紙くず	建設業、印刷加工工場などから排出された紙くず
	14 木くず	建設業、木材製造業などから排出された木くず
	15 繊維くず	建設業、繊維工場などから排出された繊維くず
	16 動物系固形不要物	と畜場や食鳥処理場において処理されたもの
	17 動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業などから排出された動物性残さ
	18 動物のふん尿	畜産農業から生じる動物のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から生じる動物の死体
20	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、同19種類のいずれにも該当しないもの（例：コンクリート固形物など）	

■ 5. 「事業系一般廃棄物の資源化について」

事業系一般廃棄物として搬入されるものの中には、資源化できるものが多く含まれています。

長与・時津環境施設組合と長与町、時津町では「次世代へつなげる循環型社会の構築」を目指すため、事業所から出る「リサイクルできる紙類」は、次のような理由で、平成31年1月から「搬入規制」をして、焼却しないようにしました。

【規制の理由】

- リサイクルの促進、ごみの減量化を図るため
- 限りある資源の有効利用・森林資源の保全のため
- 環境負担の低減のため

【規制の具体的な内容】

- ①リサイクルできる紙類を「可燃ごみ」として、ごみ処理施設へ搬入することとはできません。
- ②紙類は必ず「リサイクルできるもの」、「リサイクルできないもの」に「分別」して排出・処理してください。
- ③処理施設では、目視検査・展開検査を実施します。

次のような場合は、持ち帰っていただきます。

- ・焼却目的でリサイクルできる紙類が搬入された場合
- ・焼却目的でリサイクルできる紙類が可燃ごみの中に混入されていた場合

※ただし、リサイクルできる紙類としてきちんと分別し、資源として搬入されたもの（機密文書は除く）は受け入れます。

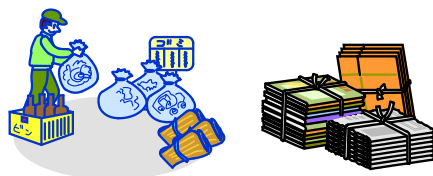
また、搬入された紙類の個人情報に関する責任は一切持ちません。

古紙等

- ・段ボール
- ・新聞紙、雑誌
- ・オフィス紙、機密書類
- ・シュレッダーした紙
- ・紙パック、ざつがみなど
- ・布類



- ・再び紙にリサイクルされます。
- ・「もやせるごみ」と混ざらないように分別してください。
- ・段ボール、新聞紙、雑誌など、種類別に分別してください。（シュレッダーした紙はシュレッダーした紙のみで分別してください）

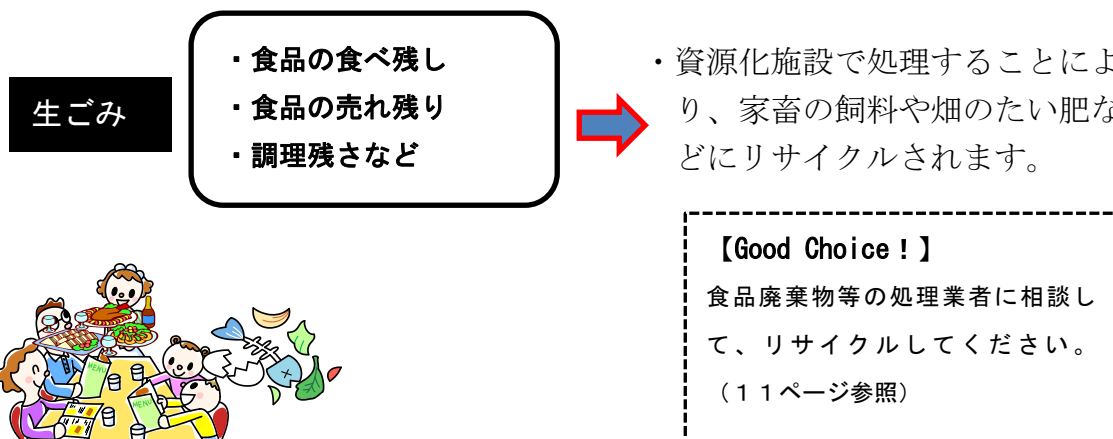


【Good Choice !】

直接、または、許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託して古紙回収業者に搬入してください。

（7～11ページ参照）

⑨建設業や紙・紙加工品の製造業など、特定の事業活動に伴い排出されるものは、産業廃棄物の「紙くず」に該当します。



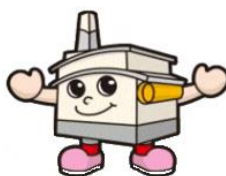
⑩食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用され、不要となったものは、産業廃棄物の「動植物性残さ」に該当します。

【問い合わせ先】

- ・長与・時津環境施設組合 TEL095-865-9386【ホームページ】<https://nagayo-togitsu-ichikumi.jp/>
- ・長与町役場住民環境課 TEL095-801-5824【ホームページ】<https://webtown.nagayo.jp/>
- ・時津町役場住民環境課 TEL095-865-6097【ホームページ】<https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>



時津町環境キャラクター
生ごみシボルくん



長与・時津環境施設組合キャラクター
くりんちゃん



長与町キャラクター
みっくん

【コラム】時津町立の小中学校では、リサイクルの大切さを実感してもらい、子どもの頃から高い環境意識を持ってもらうため、学校給食で生じた牛乳パックの空き箱をリサイクルしてできた「牛乳パック再生トイレットペーパー」を使っています。その名はモーモーペーパー！リサイクル活動を行っている子ども達から公募して決定されました。



■ 6. 「一般廃棄物収集運搬業許可業者」

時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、「事業者が事業系一般廃棄物を委託して処理しようとするときは、一般廃棄物の収集、運搬または処分を業とする許可を受けた者に委託しなければならない」としています。

現在、本町の許可を有する業者は次のとおりです。

●時津町一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧 (令和7年2月1日現在／許可番号順)

事業者名	所在地	電話番号
株式会社 西菱環境開発	長崎市三京町	095-893-6311
國博興業 株式会社	長崎市城栄町	095-894-7500
日昇 吉田 昇造	長崎市かき道2丁目	090-2511-8663
株式会社 シンコー	大村市東三城町	0957-20-7373
有限会社 長崎タイヤリサイクルセンター	長崎市さくらの里3丁目	095-850-5582
有限会社 匠舞環境	長崎市黒浜町	095-894-2332
シンコウ 有限会社	長崎市西海町	095-884-3528
株式会社 シーサイド城下町	島原市湊町	095-881-7789
有限会社 菅原産業	諫早市多良見町	0957-43-2452
株式会社 浜野造園緑地	長崎市赤迫2丁目	095-801-2680
山下産業 株式会社	長崎市三重町	095-850-1811
株式会社 メモリードサービス九州	長崎市小瀬戸町	095-865-4400
株式会社 川口金属	長崎市東町	095-839-1024
株式会社 井石	長崎市浜口町	095-801-3866
株式会社 サンハート	大村市宮代町	0957-28-8218
有限会社 西菱重機工業	時津町浜田郷	095-882-9317
出口商店	長崎市女の都1丁目	095-846-8037
有限会社 海野清掃産業	長崎市八つ尾町	095-827-5383
アスナロ環境 有限会社	長崎市鳴見台1丁目	095-840-4005

事業者名	所在地	電話番号
株式会社 西日本ビルサービス	長崎市昭和三丁目	095-827-5824
琴海清掃 有限会社	長崎市長浦町	095-885-2504
北高清掃 有限会社	諫早市小長井町小川原浦	0957-34-2079
西日本リサイクル 本川 敦視	長崎市畝刈町	095-865-6807
株式会社 イワフチ	佐賀県杵島郡江北町	0952-86-5433
紫東貿易 株式会社	時津町日並郷	080-5267-5188
株式会社 一心多助	長与町岡郷	0120-883-666
有限会社 サンビッグ	佐世保市大野町	0956-26-1733
有限会社 宏栄クリーンサービス	長崎市三川町	095-847-3303
株式会社 クローバーサービス	時津町左底郷	095-886-8125
有限会社 安永運送	時津町日並郷	095-882-8637
有限会社 富士商会	諫早市川内町	0957-22-8566
株式会社 Sky	長崎市八景町	095-822-6562
有限会社 浦川運送	長崎市岩屋町	095-856-8108
株式会社 松本紙店	長崎市浜町	095-822-3971
指方 学	時津町久留里郷	095-882-2127
Action 向 貴憲	長与町吉無田郷	095-884-1120
株式会社 アイスタン	長崎市多以良町	095-850-8600
株式会社 長崎環境美化	長崎市住吉町	095-843-4649
株式会社 九十九紙源センター	佐世保市吉岡町	0956-27-8611
長崎清掃産業 高野 多聞	長崎市かき道1丁目	095-839-3732
株式会社 中央環境	長崎市西海町	095-884-3229
株式会社 山脇清掃 (浄化槽汚泥清掃)	時津町子々川郷	095-882-8359

事業者名	所在地	電話番号
有限会社 環境産業	長崎市上戸石町	095-830-1111
株式会社長崎リサイクルサービス	長崎市西海町220番地1	095-884-1500
株式会社 Aquatic Dreams	長崎市西海町	095-807-3232
平木工業 株式会社	長崎市三京町	095-850-5000
有限会社 岩輝総合サービス	長崎市川平町	095-865-9976
水口建設 株式会社	長崎市京泊3丁目	095-894-1237
株式会社 ガードサービス長崎	長崎市京泊町2丁目	095-860-1101
掃除屋クリーンカンパニー 川口 梓	長崎市西海町	095-884-0462
本田商会 本田 裕樹	長崎市戸石町	095-838-4192
株式会社 仙水工業	雲仙市瑞穂町古部甲	0957-77-2150
社会福祉法人 長崎ボランティア協会	長崎市平和町	095-844-8150
LIFE 宮川 真英	長与町高田郷	095-807-4293 080-3792-4292
株式会社 城保安警備	長崎市中園町	095-844-0806
海友商会 坂本千穂美	長崎市永田町	080-3228-8157
のぞみ通運 池田 慎亮	長崎市城山台2丁目	090-7449-0987
有限会社 雄和土建工業	長崎市琴海村松町	095-894-1773
赤帽あらきの通運 荒木 伸展	時津町西時津郷	095-881-3019
株式会社 MUSASHI	長崎市新小が倉1丁目	095-878-0677
清光 株式会社	長崎市さくらの里2丁目	095-850-4646
株式会社 BRIDGE	長崎市ダイヤモンド2丁目	095-821-5252
株式会社 長崎新生活センター	長崎市茂里町	095-862-0585
株式会社 真総業	長崎市三川町	095-865-8331
株式会社 コンフォート・ミンティ	長崎市昭和3丁目	095-893-7000

事業者名	所在地	電話番号
株式会社 ダイエイ	長崎市風頭町	095-893-6287
買取ブルドック 安武 亮	長崎市西海町	090-4485-9822
有限会社 江和	長崎市田手原町	095-823-4117
久松 大和	長崎市手熊町	090-9585-4411
株式会社 まちのてらす	長崎市幸町	095-807-7770
山土株式会社	長崎市三原一丁目	095-801-3498
ダーマエ	長与町丸田郷	080-5253-2666
株式会社福田工業	長崎市小江町	095-894-9222
株式会社 EZAKITJAPAN	時津町野田郷	095-882-0027
株式会社エム・シー	長崎市川上町	095-895-5634
有限会社ヤマナミ商会	長与町高田郷	095-856-7398
有限会社森満工業	長与町嬉里郷	095-860-3637
合同会社 J&J	時津町西時津郷	080-4270-4777
キイロ・プラス株式会社	長与町吉無田郷	095-883-3325
有限会社みづほ	諫早市多良見町	0957-43-2805
株式会社はらしょう	諫早市飯森町池下	090-4985-2887



■ 7. 「その他（リサイクルに関する情報）」



● リサイクルできる紙や機密文書を引取・回収できる町内業者

事業者名	所在地	電話番号
株式会社 松本紙店	時津町元村郷745番地	095-882-2297
株式会社 イワフチ長崎支店	時津町久留里郷292番地6	095-886-8600

⑨種類ごとに分別を徹底してください。事前に搬入する事業所に電話でおたずねください。



● 食品廃棄物等の処理業者

事業者名	所在地	電話番号
有限会社 野口	長与町吉無田郷892番地45 (工場は大村市)	095-887-5288
有限会社 西部有機 (攪拌醗酵堆肥化施設)	松浦市御厨町田代免焼山991番地	0956-75-1321
長崎漁港水産加工団地協同組合 (ハイミール長崎)	長崎市三京町646番地31	095-850-4511
長崎油飼工業 株式会社	諫早市下大渡野町2041番地1	0957-26-1093
平木工業 株式会社 (飼料化・堆肥化施設)	長崎市三京町2842番地1	095-850-5000

⑨ 1. 受け入れることのできる原料（食品廃棄物等）が、各事業所で異なります。必ず、事前に電話でおたずねください。

⑨ 2. この情報は、掲載の了承が得られた事業者だけを掲載しています。

長崎県内のすべての食品廃棄物等処理業者を掲載しているものではありません。

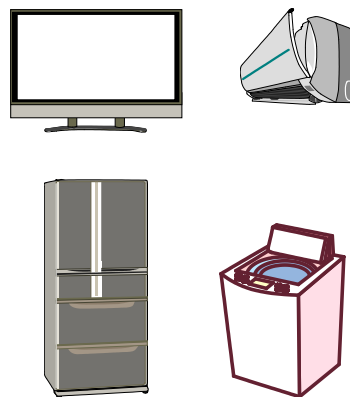
■ 8. 「家電リサイクル法対象製品とパソコンの処分について」

●家電4品目のリサイクル

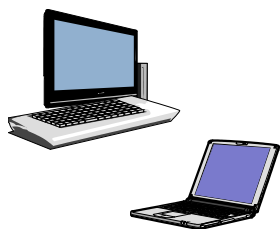
家庭用として製造・販売されている家電4製品（エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）は**家電リサイクル法に基づいた処分**が必要となり、町では収集していません。

これら家庭用機器を業務用として使用していたものを廃棄する場合は、家電リサイクル法の対象となります。必ず、購入した電器店に問合せのうえ、処分してください。

⑨もっぱら業務用として製造・販売されているものを廃棄する場合は、家電リサイクル法の対象物ではなく、**産業廃棄物**となります。適正な処理をお願いします。



●パソコンのリサイクル

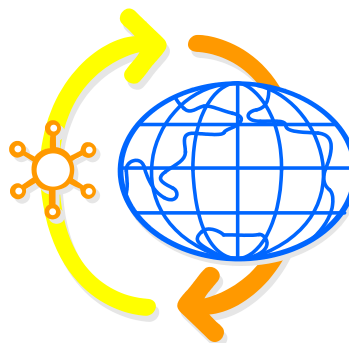


法人（企業、官公庁、自治体、病院など）が使用している「事業系パソコン」を廃棄する場合は「**資源有効利用促進法**」に基づいて、メーカーがリサイクルを行うようになっています。町では収集していません。

詳しいことは廃棄するパソコンのメーカーにおたずねください。

また、自作のパソコンやメーカーが存在しないパソコンは、産業廃棄物として適正に処理してください。

上記事項は、一般財団法人パソコン3R推進協会（TEL03-5282-7685）のホームページ（<http://www.pc3r.jp/>）でも確認することができます。



■ 9. 「事業系一般廃棄物の搬入状況調査について」



時津町で発生した「事業系一般廃棄物」が搬入される長与・時津環境施設組合の施設「クリーンパーク長与」では、次のとおり**搬入状況調査**（展開検査）を実施しています。

（１）目的

一般廃棄物収集運搬許可業者によってクリーンパーク長与に搬入される「事業系

一般廃棄物」を無作為に選び出し、ほかの市町のごみや焼却できない不適物の混入がないかを確認。あわせて、同許可業者から提出される報告書と同組合から送られてくる計量報告等を比較調査し、不適正な排出等を行う同許可業者に対して指導を行います。

（２）調査場所

クリーンパーク長与（ごみ投入口前のプラットフォーム）

（３）違反行為者に対する指導

違反改善のために現場による改善指導を行います。

また、重大な違反が見受けられた場合は、文書による指導を行います。それでもなお、改善しないなどの悪質な違反行為者に対しては、許可の取り消しを行う場合もあります。

ごみ排出の際には中身の見えるごみ袋をお使いください

- 袋の中の新聞紙の文字が読める程度の「透明で丈夫な」袋をお使いください。
- 有色袋や紙袋（米袋など）、段ボール箱は使用しないでください。



■ 10. 「一般廃棄物を持ち込む施設の紹介」

(1) クリーンパーク長与

- 住 所 長与町齊藤郷 1073 番地
- 連絡先 TEL095-865-6477

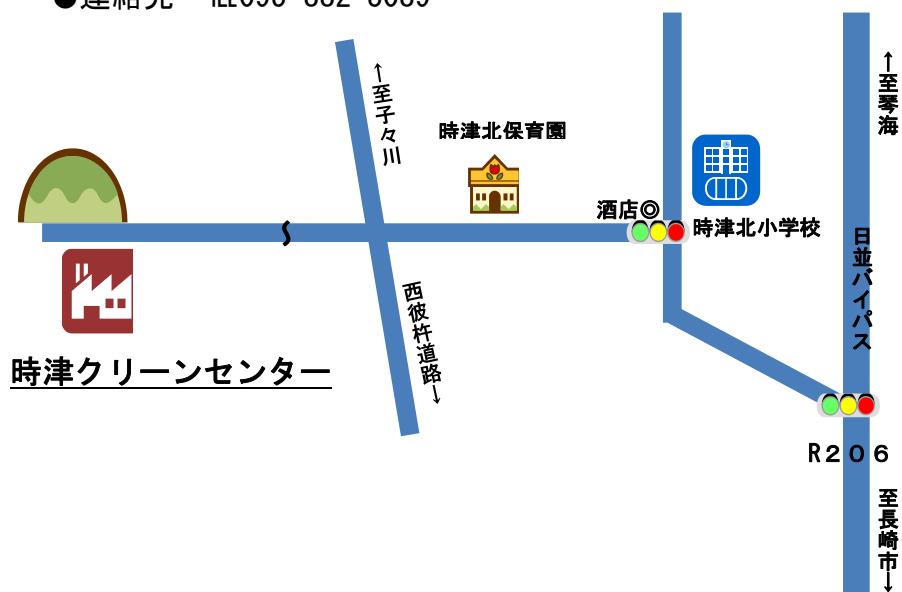
「もやせるごみ」搬入場所



(2) 時津クリーンセンター

- 住 所 時津町日並郷 2637 番地 1
- 連絡先 TEL095-882-3089

「もやせないごみ」「プラスチック製容器包装、空カン・空ビン」搬入場所



長崎県時津町 福祉部住民環境課生活環境係
☎851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷2 7 4 番地 1
TEL 095-882-2211（代表） 095-865-6097（直通）
URL <https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>

初版：平成29年11月

【令和7年2月改訂版】